

北方領土返還要求運動滋賀県民会議規約

(名 称)

第1条 この会議は、北方領土返還要求運動滋賀県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(目 的)

第2条 県民会議は、我が国固有の領土である北方領土の返還促進について県民意識の高揚を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 県民会議は、北方領土返還要求運動の趣旨に賛同する団体で理事会の承認を得たものをもって会員とする。

(事 業)

第4条 県民会議は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北方領土返還を促進するための啓発活動
- (2) 北方領土返還要求運動に関する各種情報、資料の収集
- (3) その他目的を達成するための必要な事業

(会議の種類)

第5条 会議は総会および理事会とする。

(総 会)

第6条 総会は毎年1回とし、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、必要と認めた場合は、臨時に総会を招集することができる。
- 3 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画および収支予算に関すること。
- (2) 事業報告および収支決算に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) 役員を選任
- (5) その他

(理事会)

第7条 理事会は、会長、副会長、および理事をもって構成し必要に応じ会長がこれを招集する。

- 2 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会から付託された事項

(役員)

第8条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

- 2 会長は県民会議の会務を総理し、県民会議を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、会務について審議する。
- 5 監事は、会務について監査し、総会および理事会に報告する。

(役員を選任)

第9条 役員を選任は総会において行う。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を防げない。

- 2 役員は、任期満了後であっても、後任者の就任するまでのその職務を行うものとする。

(顧問)

第11条 県民会議に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、必要に応じ理事会および総会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第12条 県民会議の事務を処理するため、事務局を置く。

(会費)

第13条 県民会議の会員は、毎年度1口以上の会費を納入しなければならない。

- 2 1口の会費は年5,000円とする。

(経費)

第14条 県民会議の経費は、会費、補助金および寄付金等をもって充てる。

(会計年度)

第15条 県民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会においてこれを定める。

付 則

1. この規約は昭和57年10月8日から施行する。
2. 設立時の会員の任期は、第10条の規程にかかわらず昭和59年度総会の前日までとする。
3. 第15条の会計年度は、初年度のみ本会議設立の日から昭和58年3月31日までとする。